

我が国のスポーツに関する財政政策（2）

中山 正 吉*

Masayoshi NAKAYAMA

Financial policy on Sport in Japan, (2)

序

本論文は「スポーツに及ぼす財政政策の影響に関する研究」の一環として提起した『我が国のスポーツに関する財政政策』の後編である。先に発表した「我が国のスポーツに関する財政政策(1)」⁽¹⁾では、4つの具体的な問題⁽²⁾を提示し、1.社会教育法の制定とその一部改正、2.スポーツ振興法の制定を中心に考察した。その結果、①我が国ではオリンピック大会東京招致及びその開催に関連してスポーツの振興に関する財政政策が立てられるようになり、②それには体協、スポーツ議員連盟並びに文部省の三者間での相互作用が重要な原動力になったのであり、③オリンピック大会東京開催の決定はスポーツ振興法の制定を促した。ことを明らかにした。従って、本論文では、1.東京オリンピックの開催、2.コミュニティ・スポーツの振興を中心に考察を進め、残された問題、すなわち①東京オリンピックに関する財政政策は我が国選手の競技力の向上、競技施設の整備、組織の強化等を促進することになり、②スポーツ振興法にみられる趣旨は、コミュニティ・スポーツ振興政策の台頭をまっ、かなり生かされるようになるが、他方ではそれに関していくつかの問題もみられることについて明らかにしていきたい。

1. 東京オリンピックの開催

オリンピック大会東京招致に関する運動は1952年5月に表明された東京都のオリンピック大会東京招致決議に端を発している。その後、スポーツ関係団体、政府等の協力のもとに運動が展開されるようになり、1959年に第18回オリンピック大会東京開催が決定されたのである。オリンピック東京大会は1兆円を越える資金を投じて成

功裡に終えることができたが、それは、特に、国、東京都、関係各県、スポーツ関係団体等の協力によるところが大きかったのである。また、オリンピック東京大会開催に向けて莫大な資金を投じて実施された各種の事業は技術向上、競技施設の整備、組織の強化等我が国のスポーツに大きな影響を及ぼしたのである。

ここでは、オリンピック大会東京開催の決定に至るまでの経緯並びにそれにみられる財政政策について述べるとともに、その財政政策のスポーツに及ぼした影響についても若干触れてみたい。

(1) オリンピック大会東京開催の決定

1952年5月19日東京都議会でオリンピック大会東京招致が決議されるに伴い、体協、国会及び政府においてもその実現に向けて対策が図られていたが、第17回オリンピック大会はローマで開催されることに決定した。しかし、オリンピック大会東京招致に対する情熱は少しも衰えず、1955年10月10日の東京都議会では第18回オリンピック大会東京招致が決議されるとともに、前回より一層強固な協力体制がしかれ、その準備・対策がすすめられた。そうして、1959年5月26日の第55次IOC総会において第18回オリンピック大会東京開催が決定したのである。

① 第17回オリンピック大会東京招致

1952年5月9日、東京都知事は第17回オリンピック大会東京招致の意向を表明し、同年5月19日には都議会においてそれに関する議案が可決された。それに伴い、体協においても第17回オリンピック大会東京招致を実現すべく、オリンピック施設小委員会を設置して準備を進めることになった。1952年7月2日、都議会はオリンピック大会東京招致に関する正式招請状をIOCに手交するとともに、都議会にオリンピック招致委員会及び招致実行委員会を設置した。他方、国会では、都議会の第17回

* 島根大学教育学部体育学研究室

オリンピック大会東京招致決議を受けて、1953年3月7日、第15回衆院本会議にオリンピック大会招致決議案（自由党、改進黨、社会党両派による共同提案）が上程され、満場一致で可決されたのである。

オリンピック招致のための条件整備は何といっても施設の整備が前提であったが、中でも主競技場の建設が第1の課題であった。1953年12月、東京都は主競技場建設予定地を明治神宮外苑に決めた。しかし、その建設に要する費用が膨大な額であるため、東京都のみでは建設計画を立てることができず、翌年3月12日に都議会は文部大臣宛に主競技場を国立競技場にすべきであるという意見書及び陳情書を提出した。また、それと相前後して日本陸上競技連盟も主競技場国立案を発表した。この頃から、JOCでも東京都と相携えてオリンピック招致のための国立による主競技場及び水泳競技場建設の具体化に向けてスタートを切ったのである。

その後、東京都はスポーツ議員連盟加盟の議員に働きかけ、国立競技場建設の必要性を説き、それによってスポーツ議員連盟有志が関係官庁に国立競技場建設について呼びかけるようになり、関係省である文部、建設両省もそれに関し次第に関心を示すようになった。そして、両省は国立競技場建設のための予算的措置を講じようとするまでに至ったのである。1954年8月には建設省計画局から、計画立案の意図のもとに、オリンピック大会開催に必要な競技施設及びその構想について東京都に対し照会を求めてきたが、JOCでは既に同年7月28日の第6回会議で「オリンピック開催に必要な競技場施設」を作成しており、国立競技場としての陸上競技場（明治神宮外苑競技場改造）、水泳競技場（新設）については東京都、JOCの合同会議でまとめられ、「国立競技場建設案」が作成されていた。この案は直ちに建設、文部両省に提出された。

さらに、JOC、東京都は「オリンピックの開催に必要な競技場施設」A、B案を作成した。A案は主競技場収容人員5万人計画を含め、建設費総額約54億8千万円、B案は主競技場収容人員8万人計画を含め、建設費総額約74億円というものであった。これらの計画案の中から、A案国立陸上競技場及び水泳競技場建設資金（それぞれ14億4千万円と11億円）の予算化をめぐるJOC、東京都、文部省、建設省の4者間で話し合いが行われるようになった。

しかし、この頃、明治神宮競技場改造については明治神宮関係者から強い反対の声が上り、特に明治神宮崇敬会は1954年8月中旬に会合を開いてその計画に反対の意向を示したのである。そのため、文部省の積極さに対し

建設省はやや消極的な態度を示すようになっていた。そこで、同年10月28日に、その動きをみて取った、スポーツ議員連盟の林譲治、川崎秀二の両氏は他の議員諸氏と計らって「国立競技場建設懇談会」を参議院会館で開き、次のことを決議したのである。

1. 国立競技場建設議案可及速かに衆参両院に提出し、それぞれそれを成立せしめること。
2. 競技場建設関係費については三十年度予算より実施すること。
3. 本懇談会並びに招請者全員を以て国立競技場建設促進協議会を組織し、これが推進のため実行委員会を設けること⁽⁹⁾。

また、10月30日には、その決議に基づき、林譲治、川崎秀二両代議士、田畑政治体協総務主事、それに東京都副知事が大達茂雄文相に面談して国立競技場建設に関する予算措置について了承を求めた。このようなことから、文部省では省議で正式に明治神宮側を納得させることを条件にして国立競技場建設計画案を承認した。それと同時に、11月に設置された国立競技場建設推進委員会は政府に対して国立競技場建設について申請した。さらに、12月2日には林譲治氏他21名の有志によって提出された国立競技場建設に関する決議案は、第20回国会衆院本会議において決議された。これを受けて小沢佐重喜建設相も「ただいま満場一致をもって可決をいたしました国立競技場建設に関する決議案に関しましては、その趣旨を十分了承いたしましたので、政府はこの角度において今後善処いたしますと考えております。」⁽¹⁰⁾と述べるなど国立競技場建設の促進が期待されるようになった。

しかしながら、そのような我が国のオリンピック大会招致に対する準備・計画や情熱にもかかわらず、1955年6月の第50次IOC総会では第17回オリンピック大会はローマで開催されることに決定したのである。

② 第18回オリンピック大会東京開催の決定

第17回オリンピック大会はローマで開催されることになったが、東京都のオリンピック大会招致に対する情熱は少しも衰えることなく、1955年10月10日に第18回オリンピック大会東京招致を都議会で決議したのである。

前述したように、オリンピック大会招致のためには競技場の整備が重要な課題であったが、既に国立競技場建設については国会で決議されるとともに政府においてもその方針で準備が進められるようになった。また、当初強い反対の意を示していた明治神宮側も態度を軟化しはじめ、明治神宮側の了解を得るに至った。そうして、1956年度には文部省予算に国立競技場新設準備費として

1,500万円が組まれ、同年4月には文部省に国立競技場設立協議会が設けられ、建設準備が進められた。その後、1957年度及び1958年度建設費として約13億円が予算として認められ、国立競技場は1958年の第3回アジア競技大会開催時まで完成されることになった。

このように国立競技場の建設を急ぐ一方、他方ではオリンピック大会招致対策の一段階として1958年の第54次IOC総会を東京に招致する⁽⁴⁾などの準備が進められていた。しかしながら、オリンピック大会東京招致を推進するための組織は設置されておらず、協力体制の確立が必要とされた。1957年6月14日のスポーツ振興審議会の答申では、オリンピック招致に必要な国内体制の整備のために「東京オリンピック招致対策委員会（仮称）」の設置が提案され、また同年10月4日の閣議で、オリンピック大会東京招致の国内体制を整えるための手始めとして文部大臣が中心となり、各界各層との懇談会を開くことが提案された。この提案は事実上閣議で了解され、文部省が中心となり、体協との緊密な連携を保ちながら今後の誘致方法について検討し、その準備を進めた。そして、それにもとづき、体協、東京都、政府、財界各方面の協力を得て検討を加えた後、閣議了解のもとに「東京オリンピック準備委員会」設置のための積極的準備を進め、10月15日の首相官邸での各界代表懇談会を経、翌年1月22日に「東京オリンピック準備委員会」（会長には岸信介首相が就任。）が発足したのである。

ところで、第3回アジア競技大会は1958年5月24日から6月1日まで東京において開催されることになっていたが、前述したように、第54次IOC総会は同年5月14日から東京で開かれるのであり、アジア競技大会の開催は1964年のオリンピック大会開催地に立候補している東京都の大会運営能力、競技施設等の施設の秀れていることを示す絶好の機会でもあった。そのため、東京都並びに体協は、政府の強力な援助を仰ぐとともに、アジア競技大会開催に全力を尽くしたのである。このような東京都並びに体協の努力や政府の協力によって第3回アジア競技大会は成功裡に終えることができ、各IOC委員にもオリンピック大会東京開催に対する東京都及びスポーツ関係団体の十分な能力と信頼をかなり印象づけ得たと言われている。

第3回アジア競技大会、第54次IOC総会終了後、東京オリンピック準備委員会は1959年にミュンヘンで開かれる第55次IOC総会に備えて着々と準備を進めていた。同会は事務局を体協本部に置き、東京オリンピックをいかにして成し遂げるかを検討するために法規、観光、施設、競技場等に関する専門委員会をそれぞれ設け

活発な活動を展開していた。また、1958年7月9日には東龍太郎体協会長、安井誠一郎東京都知事、田畑政治体協専務理事が岸信介東京オリンピック準備委員会会長と会談し、オリンピック大会東京招致が自民党の基本政策並びに政府施策として取り上げられるように要請した。この会談によって自民党との連絡は福田赴夫同党政調会長を通じて行うことになった。さらに、7月15日には岸信介東京オリンピック準備委員会会長、東龍太郎体協会長、安井誠一郎東京都知事の3者連名でもって、1959年の第55次IOCに向けて在外大・公使からIOC、各国NOC及び各IFへの連絡が十分に行われるように藤山愛一郎外相宛に援助を要請した。

このように、第18回オリンピック大会東京招致を実現するために、国内においては協力体制を強化し、対外的にはIOCをはじめ、各国NOC、各IFに対する運動を展開して第55次IOC総会を迎え、1959年5月26日、第18回オリンピック大会東京開催が決定したのである。

それに伴い、東京オリンピック準備委員会は発展的に解散し、同年9月30日、オリンピック東京大会組織委員会⁽⁵⁾（以下、組織委員会と呼ぶ。）が発足したのである。組織委員会はJOCから、IOC憲章に基づき、JOCに委任された東京大会開催に関するすべての権能と責務を再委任されたものである。その事務所は岸記念体育館内に置かれ、事務局には総務、経理、広報、競技、施設の5部及び出納室が設けられた。他方、政府においては、1960年10月8日にオリンピック東京大会準備対策協議会⁽⁶⁾の設置を、そして1962年6月1日にはオリンピック担当大臣の指名及びオリンピック東京大会関係閣僚懇談会⁽⁷⁾の設置を閣議決定した。また、それより先、オリンピック関係事務の主管省である文部省はオリンピック準備室を設け（1963年4月にはオリンピック課に移行。）所管事務の処理にあたったほか、他の省庁においても協力体制が整えられた。それに加えて、組織委員会委員には当初から政府を代表して文部大臣及び総務長官が就任していたが、後にオリンピック担当大臣も加わり、組織委員会の諮問機関である総務委員会には関係各省の事務次官が、また、幹事会及び特別委員会には関係各省の局長が参加するとともに、事務職員として政府職員が派遣または出向の形で協力し、事業実施の任にあたった。

国会においても、衆議院は1960年4月19日に、参議院は4月30日に、それぞれ東京オリンピック大会の準備・対策の推進ないしは大会の完遂について決議した。そして、翌年にはオリンピック準備促進特別委員会を衆参両院に設置し、調査、審議を進めるとともにオリンピック

東京大会の準備等に必要な法的整備をはかり、大会の準備・運営に向けて積極的な援助を行ったのである。また、東京都においても1959年10月10日にオリンピック準備事務局が設置され、大会受け入れ体制が整えられるようになった。

(2) オリンピック東京大会の準備・対策とその開催

前項では1964年の第18回オリンピック大会東京開催の決定に至るまでの経緯について述べたが、ここではオリンピック東京大会にみられる財政政策及びそれに基づいて支出された財政について考察していくことにする。

① 開催への準備・対策

オリンピック東京大会の円滑な実施を期するためには多額の経費が必要であった。大会実施に要する経費のうち、競技場その他の公共施設については国、東京都並びに関係県が財源とその執行に関して責任をもつことになったが、大会直接の運営費及び選手強化費については公費のみに依存することを避け、広く国民の協力を仰ぐことが適当であるとの考えのもとにその資金調達及び配分の事業を行うため、財団法人東京オリンピック資金財団が発足したのである。そして、資金財団の事業に対して便宜をはかるため、「オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律」が制定され、さらに、主に競技力向上事業に要する費用について公営競技収益金からの寄付を仰ぐことになり、それを可能にするために公営競技法が改正された。資金財団はそれらの法令に基づいた事業を中心に資金調達を行うことになったのである。以下では大会直接の運営と選手強化、施設の整備を中心に論じていきたい。

a 大会直接の運営と選手強化

オリンピック東京大会の直接の運営費及び選手強化に関する事業に要する資金の調達とその配分の事業を行うために、組織委員会は1960年8月12日に東京オリンピック資金財団の設立を決定し、同年12月8日に財団法人東京オリンピック資金財団が発足した。

1957年の「オリンピック大会開催希望都市に対する質問への回答書」によれば、資金調達の目標額は、組織委員会と体協の全年度所用経費のうち、調達可能な見込み額を負担することとされ、表1のような計画であった⁽⁶⁾。

しかし、その後、組織委員会は資金財団の設立と同時に「資金調達額に関する調書」を作成し、大会の準備・運営に要する経費及びその資金調達額と調達方法について表2のような計画を立てた⁽⁶⁾。

表1 資金調達目標額

(「オリンピック大会開催希望都市に対する質問への回答」による。1957年)

支 出		収 入	
項 目	金 額	項 目	金 額
準 備 費	1,700,000	入 場 料	1,000,000
大会実施費	3,800,000	寄 付 金	1,000,000
需 要 費	400,000	その他の収入(政府及び東京都補助金を含む。)	4,000,000
予 備 費	100,000	—	—
計	6,000,000	計	6,000,000

(備考) 施設(競技場及び競技施設以外の施設)並びに大会関係道路、駐車場等の整備については、東京都、政府関係団体が協力して実施する。

表2から資金財団の調達目標額は36億1千万円であることがわかる。だが、組織委員会と体協の予算の変更、さらには財団法人日本武道館に対しても資金の配分を行うことになり、資金財団の最終的な調達目標額は増加し、約50億円となった。

調達事業については、資金財団は投機的でない方法によって調達する方針を決定したが、特に1961年度以降実施予定の日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社、郵政省関係の募金事業については財団設立当初から検討を重ねた結果、特別な立法措置によらなくては実施困難であることから資金財団を中心に組織委員会及び体協は政府にその旨を強く要請した。これを受けて、内閣は「オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案」を作成し、第38回国会に提出した。「オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律」は1961年6月に成立するのであるが、それは、国が大会の準備及び運営を行う組織委員会に対しその準備・運営に要する経費について予算の範囲内においてその一部を補助することができること、大会の準備及び運営のために国有財産を無償で使用させ得ることを定めるとともに、資金財団の資金調達事業(記念切手の発行、広告事業など)に対する国等の援助に関する所要の規定を設けたものであった。

その他、オリンピック10円募金、五輪マーク使用料、プロ野球・大相撲・競馬における協賛興業収益金からの寄付、割益金付定期預金、地下鉄広告、一般寄付等による資金調達が計画されたが、選手強化対策に要する経費については当面の資金調達方法では調達が困難であるため、競輪、モーターボート、オート・レース等の公営競技収益金からの寄付に頼るようになった。既に、競馬については、1960年12月に組織委員会から東京都に対して

競馬開催による収益金のうちから約3億円をオリンピック選手の強化資金として資金財団へ寄付されたいとの要望があり、その要望に沿うため、東京都は千葉県、埼玉県、神奈川県及び関東地方競馬組合等と協議し、1961年3月23日に「オリンピック協賛競馬実施要項」を定めた。これに基づき、特別区競馬組合は「オリンピック協賛特別会計」を設け、同年3月の定例議会の承認を得、4月から第1回のオリンピック協賛競馬を開催することになったのである。体協においては過去にオリンピック大会選手派遣費について競輪の収益金から寄付を仰いだ事実があったが、資金財団では当初競馬以外の公営競技

からの寄付については考えていなかった⁴⁰。しかし、オリンピック大会東京開催が近づくにつれ、選手強化対策事業資金について体協は徐々に競輪、モーターボート、オート・レースの公営競技収益金からの寄付を望むようになるとともに、組織委員会、資金財団もそれを強く要請するようになった。加えて、衆議院東京オリンピック特別委員会においても、選手強化に関する事業資金の調達について上述の公営競技収益金からの寄付が委員から勧められるようになった⁴¹。

表2 資金調達額（「資金調達額に関する調査」 1960年8月）

所要経費（支出見込）	資金調達（収入見込）	単位百万円
(1) 大会準備及実施に要する経費（組織委員会経費）	(1) 大会準備及実施関係資金	8,852
内 訳	a 国庫及東京都補助金（組織委員会運営費の一部）	4,000
管理費	b 組織委員会事業収入等	2,947
交通警備費	内 訳	
渉外費	入場券、プログラム等収入	1,750
宿舍運営費	選手団負担	763
広報宣伝費	雑収入	434
入場券管理費	c 資金財団要調達額	1,905
競技費		
式典費		
医事衛生費		
施設費		
予備費		
(2) 競技技術向上対策に要する経費（日本体育協会経費）	(2) 競技技術向上対策関係資金	1,604
内 訳	a 国庫補助金（競技技術向上対策の一部）	642
競技技術研究会	b 日本体育協会調達額	200
コーチ諸費	c 資金財団要調達額	762
スポーツ科学研究費		
スポーツ国際交流費		
(3) 会館の建設並に資金財団事業遂行に要する経費	(3) 会館の建設関係資金並に資金財団関係資金	943
	a 資金財団要調達額（建設分）	750
	b “（財団分）	193
合 計	合 計	11,399

（文部省『オリンピック東京大会と政府諸機関等の協力』昭和40年所収）

こうした状況のうちに、公営競技法が改正され、スポーツの組織に対する競輪、モーターボート、オート・レースの公営競技収益金からの寄付が可能ならしめられるようになった。なお、競馬については日本中央競馬法が

改正されず、日本中央競馬会からの寄付は認められなかった。

以上に述べたような法令の制定ないしは改正に基づく資金調達ないしは国及び東京都の補助金交付等によっ

て、第18回オリンピック東京大会直接の準備・運営のための資金が確保されるようになるのであるが、何といてもオリンピック東京大会開催のための最も重要な課題は施設の整備にあった。次にそれについて述べてみよう。

b 施設の整備

オリンピック東京大会開催のための施設の整備には膨大な資金が必要であったが、競技場及びその他の公共施設の整備については国、東京都及び関係各県がその財源と執行について責任をもつことになった。

競技施設計画については、既に1957年の「オリンピック大会開催希望都市に対する質問への回答書」においてオリンピック大会東京招致にあたっての施設整備計画が示されていたが、その後第18回オリンピック大会東京開催が決定し、組織委員会が発足するに伴いその施設特別委員会において施設整備計画が具体的に進められ、1959年12月3日に「オリンピック東京大会施設大綱」が発表された。これは、国立競技場を中心とするオリンピック・パーク、駒沢スポーツ・センター等の競技施設及びオリンピック村等についての施設基本計画を明らかにし、これらの施設の整備について関係方面に配慮を要請し、その完成期日は1963年8月を目処とするというものであり、それぞれ、施設を所管する国、都、県において基本計画に沿い、施設整備にあたる方針を打ち出したものであった。

その後、IOC総会において実施競技種目について検討され、実施種目が決定し、またその会期も決定するにおよび、施設整備計画は組織委員会、国、都、関係各県の間で調整され、それに基づいて整備が進められることになった。各予定会場についてはいくつかの変更があったが、最終的に決定した施設整備の状況は表3の通りである。

東京都オリンピック準備局によれば¹⁰⁾、1963年8月1日現在、競技施設及び競技運営関係施設整備費70億4,220万円、またオリンピック関連道路・公園整備費1,763億8千万円、外客向宿泊施設整備費232億4,350万円が積算されていた。その他、膨大な費用を要する関連公共事業が進められていたが、それは東京都都市整備(上下水道、道路、地下鉄他)、東京国際空港整備、放送・通信施設整備、東海道新幹線建設などであり、それに要する経費は約9,500億円とされていた。

② 財政支出

オリンピック東京大会関係費用については、関連公共事業を含めて、約1兆円が見込まれていたが、「オリ

表3 競技及び運営施設

名 称	主 管	名 称	主 管
国立競技場	国	馬事公苑	中央競馬会
東京体育館	都	渋谷公会堂	渋谷区
東京体育館屋内水泳場	都	戸田漕艇場	国
秩父宮ラグビー場	国	横浜三ツ沢公園球技場	横浜市
駒沢陸上競技場	都	軽井沢総合馬術競技場	長野県
駒沢体育館	都	後楽園アイスパレス	後楽園
オリンピック記念塔(管制塔)	都	早稲田大学記念会堂	早稲田大学
駒沢屋内球技場	都	岸記念体育館	日本体育協会
駒沢第1球技場	都	八王子自転車競技場	組織委員会
駒沢第2球技場	都	選手村八王子分村	組織委員会
駒沢第3球技場	都	朝霞射撃場	国
屋内総合競技場本館	国	朝霞根津パーク	組織委員会
同別館	国	所沢クレ射撃場	埼玉県
代々木選手村メインゲートビル	組織委員会	大宮蹴球場	埼玉県
代々木選手村食堂	組織委員会	横浜文化体育館	横浜市
プレスセンター	日本青年館	同レストハウス	横浜市
プレスマンハウス	日本住宅公団	江の島ヨットハーバークラブハウス	神奈川県
プレスハウスレストラン	組織委員会	相模湖漕艇場	神奈川県
日本武道館	日本武道館	選手村相模湖分村	組織委員会

(文部省「オリンピック東京大会と政府機関等の協力」昭和40年所収。但し若干修正している。)

ピック東京大会と政府諸機関の協力¹⁰⁾」によれば、その支出総額は国庫支出、財政投融資、地方公共団体負担を含め、9,838億7,870万円であるとされている。その内訳は表4の通りである。

組織委員会助成、競技力向上助成の他、競技関係施設整備等の大会開催のための直接的事業費は約293億円であり、総支出額のわずかに2.98%にすぎない。このうち、大会の準備及び運営に要した費用は98億1,190万円であり、表5の通りである。

競技力向上については、大会に備え、1960年1月に体協はJOC内に「東京オリンピック選手強化対策本部」を設け、日本選手の強化を図ることとし、政府からの補助金等を受け、それに努めた。それに要した費用は22億1,900万円(うち国庫補助金6億5千万円)であり、表6の通りである。

また、競技施設及び競技運営関係施設等の整備に要した経費は157億2,180万円(うち国庫助金64億9,335万円)であり、表7のように示されているが、競技施設あるいは競技運営関係施設の中でも表7に含まれていないものもあるようである。ちなみに、1965年1月の「文部時報101号」によれば、「オリンピック東京大会に競技場として使用されたスポーツ施設は三十三か所である。その新設、改修に要した経費は百六十四億(うち国費六十五

億)である。」ことが報告されている⁴⁾。

この他、1960年から広く国民に対してオリンピックの意義を知らしめ、オリンピック東京大会に対する協力的気運を高めるために8,470万円の資金をもってオリンピ

ックに関する運動が展開されている。

オリンピックに関する運動は文部省のオリンピック関係資料の作成、配布によって始められたが、1962年には

表4 政府対策事業費の年度別推移 昭和39年7月1日現在 総理府調べ (単位百万円)

年度 事項	昭33	昭34	昭35	昭36	昭37	昭38	昭39	昭40	合計
1 大会の準備および運営	—	20.9	123.6	189.7	429.1	858.0	7,906.0	292.0	9,819.3 (1.0)
2 競技技術向上国民体育振興等	74.3	208.6	357.4	874.7	1,292.7	1,910.6	2,356.8	—	7,075.1 (0.7)
3 競技施設等整備	—	—	356.4	914.6	4,217.5	6,399.2	3,834.1	—	15,721.8 (1.5)
4 国民運動推進等	—	—	0.7	1.4	2.3	9.2	271.0	—	284.6 (0.0)
5 関連公共施設整備	25.7	681.3	8,930.0	39,669.3	77,052.2	101,130.2	45,107.1	—	272,595.8 (27.7)
6 輸送施設整備	28,608.0	18,815.0	45,096.0	86,974.0	123,355.0	198,605.0	113,764.6	—	615,217.6 (62.6)
7 外客向宿泊施設整備	—	—	—	—	4,675.5	13,167.5	13,526.9	—	31,369.9 (3.2)
8 放送通信施設整備	—	54.0	1,012.0	4,876.0	4,225.0	12,701.0	8,271.0	—	31,139.0 (3.2)
9 その他	—	—	—	—	0.2	175.0	480.4	—	655.6 (0.0)
合計	28,708.0	19,779.8	55,876.1	133,499.7	215,249.5	334,955.7	195,517.9	292.0	983,878.7
百分比	(2.9)	(2.0)	(5.7)	(13.6)	(21.9)	(34.0)	(19.9)	(0.0)	(100.0)

(文部省『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』昭和40年所収)

表5 大会の準備および運営等 単位(百万円)

事項	総計	昭33	34	35	36	37	38	39	40
総事業費	9,819.3	—	20.9	123.6	189.7	429.1	858.0	7,906.0	292.0
国庫補助金	1,680.0	—	7.0	40.0	63.0	119.0	173.0	1,278.0	—
東京都補助金	1,680.0	—	10.0	37.0	63.0	119.0	173.0	1,278.0	—
資金財団	2,855.9	—	3.9	46.6	63.1	189.3	394.0	2,159.0	—
事業収入等	3,603.4	—	—	—	0.6	1.8	118.0	3,191.0	292.0
小計	9,819.3	—	20.9	123.6	189.7	429.1	858.0	7,906.0	292.0

(文部省『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』昭和40年所収)

文部省、東京都、国立競技場、体協、組織委員会、資金財団が中心となり、県教育委員会及び関係機関ないしは団体の主催でオリンピック展覧会が開催された。また、1963年6月22日には約170の民間団体並びに各省の関係

者が総理府に参集してオリンピック国民運動推進連絡会議を結成し、オリンピック国民運動を展開することになったのである。文部省においてもこの運動が国民各層に正しく理解され、浸透することの必要性を認め、学校教

表6 日本体育協会選手強化所要経費

競技技術向上事業費

(単位百万円)

(1) 歳入の部

科目	年度						合計	備考
	34	35	36	37	38	39		
国庫補助金	5	40	110	160	205	130	650	
受入金(資金財団)	—	—	118	323	405	149	995	
繰入金(財務委員会)	5	37	56	23	91	54	266	
競技団体負担金	9	15	16	39	51	22	152	
その他の	—	—	1	—	—	—	1	
小計	19	92	301	545	752	355	2,064	
第二受入金(資金財団)	—	—	—	24	45	86	155	
小計	—	—	—	24	45	86	155	
合計	19	92	301	569	797	441	2,219	

(2) 歳出の部

競技技術研修会費	19	77	125	236	297	197	951	
コーチ力強化費	—	6	29	47	51	25	158	
スポーツ科学研究及び健康管理費	—	9	20	17	12	19	77	
スポーツ国際交流費	—	—	125	245	222	66	658	
施設関係費	—	—	—	—	123	9	132	
用具関係費	—	—	—	—	32	31	63	
強化本部費	—	—	—	—	15	8	23	
その他の	—	—	2	—	—	—	2	
小計	19	92	301	545	752	355	2,064	
第二競技技術向上事業	—	—	—	—	—	74	74	大会時選強本部関係
その他の	—	—	—	10	10	12	32	技術映画製作費等
{本部員給与	—	—	—	14	35	—	49	
{施設用具	—	—	—	—	—	—	—	
小計	—	—	—	24	45	86	155	
合計	19	92	301	569	797	441	2,219	

(文部省「オリンピック東京大会と政府機関等の協力」昭和40年所収)

育及び社会教育の面で十分な指導が行われるように各都道府県教育委員会に通達を出した。こうした中央におけるオリンピックに関する運動の展開に応じ、各都道府県においてもそのための組織が設けられ、運動が推進され

るようになった。

これらに加えて、オリンピック東京大会芸術展示、そして、オリンピック大会開催時に外国青少年を招き、日本青少年と交歓して国際親善に資するために世界青少年

表7 競技施設，競技運営関係施設等整備

(単位百万円)

事 項	総 計	昭33	34	35	36	37	38	39	40
(1) 国立競技場の拡 充整備	総事業費 1,178.2 (直轄事業)	—	—	1.4	101.5	916.0	39.5	119.8	—
(2) 屋内総合競技場 の建設	総事業費 3,110.6 (直轄事業)	—	—	—	8.4	200.0	1,592.7	1,309.5	—
(3) 戸田漕艇場の整 備	総事業費 328.1 (直轄事業)	—	—	—	—	191.8	136.3	—	—
(4) 大会参加選手練 習場整備	総事業費 120.2 (直轄事業)	—	—	—	—	—	64.2	56.0	—
(5) 秩父宮ラグビー 場整備	総事業費 72.5 (直轄事業)	—	—	—	—	39.9	32.6	—	—
(6) 朝霞射撃場整備	総事業費 310.3 (直轄事業)	—	—	—	—	100.0	191.6	19.0	—
(7) 日本青年館改修 費補助	総事業費 106.5 補助金 53.25 自己負担 53.25	—	—	—	—	—	74.5 37.25 37.25	32.0 16.0 16.0	— — —
(8) 日本武道館建設	総事業費 2,210.0 補助金 1,010.0 自己負担 1,200.0	—	—	—	—	—	612.8 510.0 102.8	1,597.2 500.0 1,097.2	— — —
(9) 湘南港(ヨット 競技場)整備	総事業費 2,055.9 補助金 270.2 神奈川県負担 1,785.7	—	—	300.9 30.0 270.9	459.8 57.1 402.7	690.7 108.6 582.1	591.5 74.5 517.0	13.0 — 13.0	— — —
(10) 駒沢オリンピッ ク公園建設	総事業費 4,672.9 起債 3,610.0 東京都負担 1,062.9	—	—	54.1 50.0 4.1	344.9 250.0 94.9	1,629.1 1,360.0 269.1	2,364.1 1,800.0 564.1	280.7 150.0 130.7	— — —
(11) 大宮公園サッカ ー競技場建設	総事業費 230.1 補助金 40.0 起債 100.0 埼玉県負担 90.1	—	—	—	—	70.2 20.0 — 50.2	120.0 20.0 100.0 —	39.9 — — 39.9	— — — —
(12) 所沢クレール射撃 場建設	総事業費 141.7 起債 60.0 埼玉県負担 81.7	—	—	—	—	—	91.2 60.0 31.2	50.5 — 50.5	— — —
(13) 三ツ沢サッカー 競技場拡充整備	総事業費 262.8 (起債)	—	—	—	—	27.8	107.5	127.5	—
(14) 馬事公苑整備		—	—	—	—	352.0	381.0	189.0	—
小 計	15,721.8	—	—	356.4	914.6	4,217.5	6,399.2	3,834.1	—

(文部省『オリンピック東京大会と政府機関等の協力』昭和40年所収)

キャンプが実施されたが、それに要した経費はそれぞれ5,260万円(全額国費)と1億4,730万円(うち国費9,630万円)であった。

これまで述べてきたように、東京オリンピックは莫大な費用を投じて成功裡に終えることができたが、それは国、東京都、関係各県及びスポーツの組織等の協力によって成し遂げられたのであり、特に財政面に関しては国並びに東京都に負うところが大きかったのである。それによって、東京都の都市整備が図られるとともに、大会の準備、運営が滞りなく進められ、スポーツに関する施設も整えられたし、それは我が国選手の競技力の向上を促し、大会での好成績を生む要因の1つともなった。また、組織についても1962年の公営競技法の改正により体協等のスポーツの組織に公営競技収益金からの補助金が与えられるようになり、それは体協の財政的依存性を助長する一方、他方では体協それ自体を強化させることになったのである。

2. コミュニティ・スポーツの振興

東京オリンピック大会開催以前から政府内では国民の健康や体力に関する問題について論議されていたが、東京オリンピック大会を契機に体力づくり、健康の維持・増進のための施策が打ち出され、それに対するスポーツの機能的意義が強調されるようになった。その後、高度経済成長のもたらした生活環境及び生活様式の変化に対応してスポーツの振興が唱えられるようになり、さらに1970年前後から政府内で取り上げられるようになったコミュニティの再形成の問題に関連して、1970年代初頭頃からコミュニティ・スポーツの構想が打ち出され、それに関する施策が展開されるようになるのである。

ここでは、コミュニティ・スポーツ振興政策が提唱されるに至るまでの経緯について述べるとともに、それとの関連においてスポーツに関する財政について考察していきたい。

(1) コミュニティ・スポーツ振興政策の台頭

巨額の資金を投じて挙行されたオリンピック東京大会は成功裡に幕を閉じえたが、同大会を契機にスポーツの振興は健康、体力の維持・増進に結びつけられるようになり、それに関する施策が打ち出されるようになった。しかし、スポーツに関する財政の面では1972年の冬季オリンピック札幌大会開催準備が重要な問題であった。その後、1971年には保健体育審議会から「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の中間報告が、翌年には回答申が出され、日常生活圏域における施設整

備基準等が提示された。また、1973年2月に閣議決定した「経済社会基本計画—活力ある福祉社会のために—」において、コミュニティの再編成に関連してスポーツの振興が提唱されるようになるなど、1970年代に入り、コミュニティ・スポーツ振興構想が台頭しはじめるのである。

① 東京オリンピック後の状況

オリンピック東京大会は、大会準備・運営費約293億円、関連公共事業費約9,500億円を投じて遂行されたが、それによって競技施設は整備され、競技力の向上がみられた。また、公営競技収益金から補助金が出されるようになり、体協の財政的基盤も強められた。他方、地方レベルのスポーツについても国会で論議され、その現状に関する調査ないしは視察が行われるとともに、地方レベルのスポーツの振興に関する財政も増額されるようになった。

オリンピック東京大会開催年の1964年7月には「スポーツ振興に関する基本計画について—特にオリンピック東京大会後における主として青少年に対するスポーツ振興のため必要な基本方策について—」の中間報告が保健体育審議会から提出され、その中で施設の整備と小・中学校の既存の体育施設の一般解放に関する措置、国立スポーツ・センターの設置、スポーツに関する施設の整備及び活動の振興のための国並びに地方公共団体の予算の増額と民間資金の確保・調達、行政組織の整備・充実に関する検討の必要などについて提案された⁴⁹。この中間報告を受けて、文部省では表8のような計画を立てた。

しかしながら、スポーツ振興資金財団は解散された東京オリンピック資金財団の再編成であり、オリンピック記念青少年総合センターの設置にしても代々木のオリンピック選手村の改築でしかなく上記の計画は単に「中間報告」に対するつじつま合わせのようなものでしかなかった。

他方、同じ時期に、政府内では国民の健康と体力の問題について積極的に論議されるようになる。

東京オリンピック開催以前から政府内で国民の健康や体力に関する問題が取り上げられていたが、1964年5月に「体力・運動能力調査」が実施され、体格の著しい向上に比べ、体力の低下が指摘されるとともに、オリンピック東京大会において我が国の青少年の体力が世界各国の青少年の体力に比し劣っていることを認めざるを得ず、青少年の体力を向上させるための施策を必要とすることが認められるようになった。そこで、政府は1964年12月8日に「国民の健康・体力の増強対策について」を

表8 「スポーツの振興に関する基本計画」の中間報告と実施計画 (昭和39年)

中間報告	実施計画
(1) 施設の整備・充実	体育施設整備補助金の増額
(2) 国立スポーツ・センターの設置について	オリンピック記念青少年総合センターの設置 (昭和40年実施)
(3) スポーツの普及振興のための資金の確保について	財団法人スポーツ振興資金財団の設立 (昭和40年実施)
(4) スポーツ行政組織の整備・充実について	体育局審議官の新設, 体育専門職員の増員 (昭和40年実施)

閣議決定した。ここでは「国の繁栄のもと、たくましい民族力にある。たくましい民族力を育成するには、高い徳性、すぐれた知性とならんで強じんな体力を培うことが肝要である⁹⁰⁾。」とされ、また「国民のすべてが健康を楽しみ、ひいては、労働の生産性を高め、経済発展の原動力を培い、国際社会における日本の躍進の礎を築くため、健康の増進、体力の増強についての国民の自覚を高め、その積極的な実践を図る必要がある⁹¹⁾。」とされている。次いで、そのための施策の一つとして「体育・スポーツ・レクリエーションの普及は学校、地域社会、職場等を通じ組織的に行い、このため、施設の整備、指導者の養成、集団訓練を強化する⁹²⁾。」ことが取り上げられている。さらに、翌年3月には、この閣議決定に基づいて国民の健康と体力の増進を図るために、それに関する重要問題を協議し、行政各部の所管する事務の連絡・調整を図る目的でもって内閣に「国民健康・体力増強対策関係官僚懇談会」が設置された。このような政府内部の動きと並行して、民間の関係団体相互の連絡を密にし、国民運動を推進する母体を形成するために、1965年4月に全国的規模の民間団体が参集して「体力づくり国民会議」を結成し、国民運動を推進することになったのである。

このように健康と体力の維持・増進に関連してスポーツの振興が唱えられ、各関係省でそれに関する施策が打ち出されるようになるのであるが、他面ではそれにも増して新たな状況が生まれつつあった。すなわち、1966年4月26日に、来たる1972年の冬季オリンピック大会が札幌で開催されることに決定したのである。従って、政府は健康と体力の維持、増進に関連してスポーツの振興を唱える一方、1972年開催の冬季オリンピック札幌大会へ向けて準備・対策を急ぐことになったのである。

さて、文部省の体育・スポーツ関係予算についてみる

と、表9のように示され⁹³⁾、1971年度予算を除き、かなり順調な伸びを示している。

しかし、表9は札幌オリンピック関係費を含めたものであり、札幌オリンピック関係予算及びそれを除いた体育・スポーツ予算はそれぞれ表10、11において示される⁹⁴⁾。

表10、11からわかるように、札幌オリンピック関係費を除いた体育・スポーツ関係予算は、札幌オリンピックのための競技施設の整備が行われるようになった1968年度では1967年度比約16.1%減となり、その回復は金額については1970年度になされているが、対一般会計予算額比でみると1971年度においても1967年度を大きく下回っている。なお、1967年度の体育振興費は他年度のそれに比べて大幅の増額となっているものの、これはユニバーシアード大会東京開催補助金交付によるものである。

札幌オリンピック関係費を除いた体育・スポーツ関係費のうち体育施設整備費についてみるとその支出金額は表12の通りである⁹⁵⁾。

1966年度から体力づくりに関する当面の措置として学校体育施設開放を奨励し、そのための施設整備費補助金が交付されているほか、1967年度から国民柔剣道場整備に対して補助金が交付されるようになるとともに、札幌オリンピックに向けて冬季競技の普及、振興を図るため、冬季競技特別施設整備に対して補助金が交付されるようになっている。

また、国際競技会及びスポーツ関係団体等に関する補助金については表13、14のように示される⁹⁶⁾。

国際競技会補助については我が国の国際競技会開催補助金交付件数が増えているが、この傾向は東京オリンピック大会前後からみられる。中でも、最も大きな補助金額は1967年のユニバーシアード東京大会に関するものである。スポーツ関係団体補助については相変わらず体協、国立競技場、日本武道館の運営費補助が大きなものであるが、1966年度から教員養成大学学生スポーツ研修大会に関して実施競技連盟に対して補助がなされるようになり、1970年度には蔵前国技館改築に関して財団法人日本相撲協会に対して補助金2千万円が交付されている。それに、表14には示されていないが、1971年度から体協に対し、運営費のほか地域に社会体育指導者を養成すること及び各都道府県体協ごとにスポーツ教室やスポーツ相談を開設することとして補助金が交付されるようになり、それまで競技力向上を中心に活動を展開していた日本体育協会においても一般市民の健康や体力の維持、増進あるいは余暇の楽しみのために地方レベルのスポーツに関する活動の振興に着手するようになったこと

表9 体育・スポーツ関係予算(1966~1971)

(単位円)

年度 項目	1966	1967	1968	1969	1970	1971
体育・スポーツ振興費	628,381,000	1,089,229,000	798,727,000	891,137,000	1,037,982,000	2,012,627,000
体育・スポーツ施設整備費	1,082,445,000	1,250,225,000	2,224,185,000	3,716,503,000	4,694,643,000	2,687,491,000
計	1,710,826,000 (前年度比 32.6%増)	2,339,454,000 (前年度比 36.7%増)	3,022,912,000 (前年度比 29.2%増)	4,607,640,000 (前年度比 52.4%増)	5,732,625,000 (前年度比 24.4%増)	4,700,118,000 (前年度比 18.0%減)
対一般会計予算額比	0.000382%	0.000450%	0.000511%	0.000665%	0.000698%	0.000487%

表10 札幌オリンピック関係予算(1967~1971)

(単位円)

1966	1967	1968	1969	1970	1971
12,600,000	80,130,000	1,126,225,000 (1,026,134,000)	2,532,162,000 (2,248,703,000)	3,206,732,000 (2,937,888,000)	1,637,610,000 (563,610,000)

()内の数字は施設整備費を示している。

表11 札幌オリンピック関係費を除いた体育・スポーツ関係予算

(単位円)

年度 項目	1966	1967	1968	1969	1970	1971
体育・スポーツ振興費	615,781,000	1,009,099,000	698,636,000	607,678,000	769,138,000	938,627,000
体育・スポーツ施設整備費	1,082,445,000	1,250,225,000	1,198,051,000	1,467,800,000	1,756,755,000	2,123,881,000
計	1,698,235,000 (前年度比 31.9%増)	2,259,324,000 (前年度比 33.0%増)	1,896,687,000 (前年度比 16.1%減)	2,075,478,000 (前年度比 9.4%増)	2,525,893,000 (前年度比 21.7%増)	3,062,508,000 (前年度比 21.2%増)
対一般会計予算額比	0.000371%	0.000434%	0.000321%	0.000299%	0.000308%	0.000317%

が窺い知れる。

次に、地方スポーツ振興費についてみると、表15の通りである。

表からわかるように、金額、内容ともに大きな変化はみられないが、1967年度から札幌オリンピックに向けて冬季オリンピック競技種目指導者講習会に対して補助金が交付されるようになっている。また、上述したものの他に、1966年度から交付されるようになった体育指導委員海外派遣費補助金、1967年度から交付されはじめた職

場スポーツ大会開催補助金なども国民の健康や体力の維持、増進に関連して図られるようになったスポーツの振興施策の1つとして挙げられよう。

これまでの論述から、東京オリンピックを契機に健康と体力の問題に関連してスポーツの振興が唱えられ、関係各省においてもそれに関する施策が打ち出されるようになり、文部省のスポーツに関する財政においても学校体育施設開放、職場スポーツ大会開催、体協の行う社会体育指導者養成及びスポーツ教室の開催等に補助金が交

表12 体育・スポーツ施設整備費 (1966~1971)

(単位 円)

年度 項目	1966	1967	1968	1969	1970	1971
1. 水泳プール	705,952,000 (689件)	750,961,000 (788件)	817,148,000 (876件)	904,631,000 (940件)	1,048,177,000 (1,089件)	屋内 74,400,000 屋外 1,205,555,000
2. 国民体育館	85,750,000 (21県市町村)	90,688,000 (23件)	85,369,000 (21件)	111,604,000 (32件)	141,076,000 (35件)	(総合) 50,000,000 (従来) 156,866,000
3. 国民運動場	11,006,000 (14市町村)		17,343,000 (23市町村)	19,289,000 (23件)	13,622,000 (17件)	24,656,000
4. 夜間定時制 高校運動場照 明	42,967,000 (38都道府県市)	46,484,000 (93件)	44,502,000 (31道府県, 3市)	36,287,000 (72件)	20,045,000 (46件)	25,563,000
5. 柔剣道場	92,705,000 (31道府県)	103,330,000 (公立高校11件) 24,983,000 (11件)	137,183,000 (公立高校37都道府県) 3市 25,810,000 (1県3市5町1村)	136,193,000 (公立高校36道府県) (大型) 50,986,000 (小型) 33,650,000	179,280,000 (公立高校123件) 56,487,000 (大型) (小型)	206,206,000 (公立高校) 67,230,000 58,070,000
6. 学校体育施 設開放	1,212,000 (4市区)	1,254,000 (東京都他7市)	2,594,000 (1区4市)	7,184,000 (1都23市町村)	50,911,000 (35件)	21,748,000
7. 冬季競技特 別施設		110,000,000 (北海道, 新潟, 青森)	63,824,000 (1県6市町村)	116,000,000 (1県8市町村)	145,863,000 (2県8市町村)	146,000,000 (2県8市町村)
8. 野外活動施 設			20,000,000 (1県)	78,050,000 (3県1市)	36,400,000 (3件)	91,000,000

表13 国際競技会補助 (1966~1971)

(単位 円)

年度 項目	1966	1967	1968	1969	1970	1971
1. オリンピック大会選手団派遣費補助 (体協)		13,020,000 (冬季)	60,000,000			
2. アジア大会選手団派遣費補助(体協)	28,500,000				30,946,000	
3. ユニバーシアード大会選手団派遣費補 助(体協)		(冬季) 2,790,000 (夏季) 8,000,000		7,000,000	8,000,000	
4. オリンピック大会蹴球競技アジア地域 予選会開催費補助		4,185,000				
5. アジア・ユース・フットボール競技会 参加補助	1,000,000	1,000,000	300,000	800,000	750,000	
6. ユニバーシアード東京大会組織委員会 補助	14,250,000	240,000,000				
7. ユニバーシアード大会選手強化費補助	4,750,000	5,500,000				
8. デ杯選手団参加費補助	677,000	677,000		630,000		
9. 第5回世界バレーボール女子選手権大 会開催費補助	2,100,000					
8. 国際マラソン選手権大会開催費補助	800,000	500,000	930,000	930,000	856,000	
11. 日独スポーツ交歓事業費補助	2,700,000	11,000,000	17,510,000	16,720,000		
12. 日韓高校スポーツ交歓競技会費補助			930,000			
13. 世界女子バドミントン選手権大会開催 費補助						
14. 太平洋沿岸5ヶ国陸上競技大会開催費 補助				5,000,000		

国際スポーツ交
歓事業費補助金
としてまとめら
れている。その
金額は、
40,397,000円
である。

表14 スポーツ関係団体補助 (1966~1971)

(単位 円)

年 度	1966	1967	1968	1969	1970	1971
1. 全国スポーツ少年大会開催費補助 (体協)	9,500,000	9,300,000	9,300,000	11,300,000	11,300,000	体育関係団体補助金としてまとめられている。 その金額は 142,678,000円 (体協他)である。 250,135,000
2. 全国高等学校体育大会開催費補助 (高体連)	12,000,000					
3. 全国中学校選抜水泳競技大会開催費補助 (中体連)	500,000					
4. 体協運営費補助	28,500,000	32,550,000	37,200,000	42,750,000	55,199,000	
5. 国立競技場運営費補助	52,459,000	120,084,000	102,031,000	163,352,000	223,610,000	
6. 日本武道館運営費補助	28,500,000	32,550,000	37,200,000	42,750,000	76,000,000	
7. 教員養成大学学生スポーツ研修大会開催費補助	4,762,000	6,000,000	5,580,000	5,580,000	5,580,000	
8. 全国学校体育連盟補助		11,625,000	13,625,000	15,465,000	15,465,000	
9. 日本相撲協会補助					20,000,000	

表15 地方スポーツ振興費 (1966~1971)

(単位 円)

年 度	1966	1967	1968	1969	1970	1971
1. 青少年スポーツ・キャンプ・ユースホテル等指導者講習会費補助	(46都道府県) 17,808,000円	都道府県事業 30,600,000	46都道府県	45都道府県	46都道府県	46都道府県
2. 体育指導委員研修費補助	13,646,000 (46都道府県)		445市町村	159市町村	167市町村	176市町村
3. 指定市町村青少年スポーツ活動費補助	16,171,000 (127市町村)	479市町村事業 36,839,000	65,316,000	62,026,000	60,067,000	64,883,000
4. 巡回スポーツ車購入費補助	3,000,000 (1県6市)					
5. スポーツ教室運営費補助	18,353,000 (419市町村) 470教室					
6. 冬季オリンピック競技種目指導者講習費補助		1,860,000 (栃木、新潟、北海道)				

付されるようになるなど、それに関する予算が組まれるようになったが、財政面からかつ実際問題の面からみれば、この時期においては来たる1972年の冬季オリンピック札幌大会開催の準備・対策が重要な要件であったと言えよう。もっとも、冬季オリンピック札幌大会開催も当然スポーツ振興の一環として把握でき、事実、それへの準備・対策及び開催は我が国の冬季スポーツの振興に大きく貢献するのである。

② コミュニティ・スポーツ構想

東京オリンピック後、健康と体力の問題に関連してスポーツの振興が唱えられるとともに、冬季オリンピック札幌大会に向けてその準備、対策が進められた。冬季オ

リンピック札幌大会は、大会の準備・運営費約72億円(うち国費14億1,600万円)、選手強化費等8億2,300万円(うち国費4億300万円)、それに関連公共事業費その他1,384億9,420万円(うち国費716億5,520万円)を投じて開催された²⁴⁾。それによって、冬季競技施設はかなり整備され、特にジャンプ競技における技術の向上がみられるとともに、冬季競技に関する人々の関心も高まったのである。

他面、国民のスポーツに関する活動の振興及び施設整備については学校体育施設の開放、国民柔剣道場の整備に、また、職場スポーツ大会及び体協の行う社会体育指導者養成、スポーツ教室等に対して補助金交付の措置がとられるようになったが、冬季オリンピック札幌大会の

準備・対策に要する費用は大きく、一般の人々のスポーツに関する活動の振興並びにそのための施設整備に関する予算は1968年度には大幅に削減され、その回復は速やかにはなされなかった。しかるに、そうした状況の中に1968年に「スポーツ振興に関する基本計画」の中間報告を提出した保健体育審議会は、同年9月には「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」諮問を受け、3年後の1971年6月にそれに関する中間報告書を提出したのである。

それは、序文、Ⅰ現状と課題、Ⅱ施策、の3部から構成されたものであった。序文では、近年の著しい経済成長による環境の急激な変化、破壊及び生活様式の変化は日常生活における身体活動をはなはだしく減退させ、国民の体力の低下をもたらしているが、他面では、国民の健康に関する関心を高め、生活水準の向上や自由時間の増大とあいまって体育・スポーツに関する活動への欲求を著しく高めていることが指摘され、国民の求める体育・スポーツを普及、振興することは国をあげて取り組むべき大きな課題であるとされている。そして、学校体育偏重の問題に触れ、一般社会における体育・スポーツを振興するための条件整備が促されるとともに、生涯体育の実践が提唱されている。Ⅰの現状と課題では、国民の健康と体力、体育・スポーツに関する活動、組織、指導者、施設、傷害補償、財政、関係省庁の諸施策等の現状を踏まえ、それぞれについて課題が提示されている。Ⅱの施策はこの報告の中でも特に重要なものであったが、そこでは、Ⅰの現状と課題を受け、日常生活圏域における施設整備基準、広域生活圏域における野外活動施設整備の留意事項、事業所における望ましい施設の整備基準を示すとともに、体育・スポーツに関する活動の振興のためのグループづくり及び長期に渡るスポーツ教室の実施、指導者の養成とその資格・身分の明確化並びに指導体制の確立、学校体育の充実、研究機関の設置、資金の獲得とその運用、関係各省の協力体制の確立等について述べられている⁸⁹。

しかし、この中間報告において提示された諸施策は従来の施策をはるかに越え、かつ極めて広範囲に渡るものであるため、それを実行に移すには幾多の困難を伴っていた。その最も大きなものは資金の確保である。例えば、施設整備基準に基づいた文部省試算によれば、今後15年間に31,482ヶ所整備しなければならず、それに要する費用は建築費のみで4,445億円、用地購入費を含めると、実に8,635億円に達し、これを実現するとすると年間約600億円に近い費用が必要であると言われているように、施設整備費だけでも多額の資金が必要なのであ

る⁹⁰。また、各省庁の協力体制の確立を取り上げてみても、岩瀬孝が「……各省庁にしても体育・スポーツの関連事業を推進する上で、独自性を持っていることを強調し、中間報告について資料をとって検討はしても、全面的に協力するという姿勢は、少しもうかがうことは出来ない⁹¹。」と述べているように、その実現は困難である。

このように、中間報告において示された施策は多くのしかも解決困難な問題を孕んでいたが、それは各方面にかなりの反響を呼び起こした。そして、保健体育審議会はこの中間報告に対して寄せられた意見、要望を考慮し、修正を加え、1972年12月20日に「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の答申を提出したのである。

この答申において中間報告と異なるところは「体育・スポーツ指導者」と「学校体育」に関する部分である。前者については、国において体育・スポーツの指導者の資格・技能審査事業の認定制度について考慮する必要のあること、民間の指導者の指導活動に対する適切な報酬が考慮されるべきこと、一般社会において体育・スポーツに関する指導を専門的な職業とする人々の出現が望まれること、さらに職場における指導者の養成・確保や公共体育施設における指導者の設置などについて述べられている。また、後者については、心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成を期するため、特に中学・高校における必修クラブ活動の充実に係る指導者の確保とその資質の向上及び施設・設備の整備、学校教育としてふさわしい範囲内における運動部の活動、児童生徒の対外運動基準の検討、大学における体育の充実等が述べられている⁹²。

このように答申は「体育・スポーツ指導者」と「学校体育」については大部分書き改められたが、他の事項についてはほとんど中間報告と変わるところはなかった。

保健体育審議会の中間報告及び答申は経済成長をもたらす弊害とそれに伴う体力の低下や健康の問題を指摘するとともに、物的に豊かな生活を目指した経済優先の政策から人間尊重を基盤とした健康な社会生活を優先する政策への転換を促していると言われている。しかしながら、他面では、経済優先の政策に伴う弊害に対する補償と関連して体育・スポーツの振興が提唱されている限りにおいて、それは単に経済優先の政策に伴う弊害を二次的手段によって部分的に解消し、政策の矛盾から国民の目を逸らすものでしかないという批判のあることも否めない。

ところで、この頃になると、各方面でコミュニティの再形成に関する問題が取り上げられるようになった。そ

の発端は、学問的分野での議論を別とすれば、1969年9月に出された、国民生活審議会調査部会・コミュニティ問題小委員会報告書「コミュニティ生活の場における人間性の回復」にあったと言われている⁹⁰。その後、前述した保健体育審議会の中間報告の発表とはほぼ同時期に、社会教育審議会から「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の答申が出され、急激な社会構造の変化に対処するため、生涯教育が提唱されたが、その中で減退しつつある地域連帯意識の回復の観点から体育・スポーツの振興について述べられたのである。そして、1973年2月に閣議決定した「経済社会基本計画—活力ある福祉社会のために—」においてコミュニティの再編成に関連してコミュニティ・スポーツの振興が謳われた。これは、1970年4月に閣議決定した「新経済社会発展計画」が我が国内外の急激な情勢の変化により現実にはふさわしくなくなったため、新たに策定された計画であった⁹¹。同計画では、国際経済社会の基調変化、国内経済社会の構造変化、国民の意識の変化の分析に基づき、活力ある福祉社会の実現という目標を掲げ、その実現を期する長期プロセスの中で1973～1977年までの5年間における政策運営の基本方針を提示している。そこでは、①豊かな環境の創造、②ゆとりのある安定した生活の確保、③物価の安定、④国際協調の推進、の4つの目標を整合的に達成することを課題としているが、「②ゆとりのある安定した生活の確保」において『自由時間の活用』に関する問題を取り上げ、その中でコミュニティ・スポーツの振興について論じている。すなわち、「スポーツ活動は、増大する余暇を楽しみながら、人間本来の活動力を取り戻すという意味で現代生活の不可欠の要素である。このような観点から、子供から老人まですべての国民が日常生活圏の中で身近に、かつ手軽に利用できる運動広場、体育館、プール、子供の遊び場等のコミュニティ・スポーツ施設の整備を進める。同時に、このような日常生活圏域におけるスポーツ活動が地域住民相互の接触を深め、新しい時代に合致したコミュニティ活動の場の形成に貢献することを期待する。」⁹²ことが述べられているのである。

さらに、1974年5月には、上記の「経済社会基本計画」で示された『コミュニティ・スポーツの振興』の課題に対応して「コミュニティ・スポーツ施設整備計画調査報告書」が経済企画庁から発表された。この報告書は、政府がコミュニティ・スポーツの具体的展開を図るにあたり、どのような方策が望ましいかを究明するため、初年度のケーススタディとして3つのモデル地域（一関市、君津市、熊本市）を選定し、関係省庁及び地方公共

団体の協力のもとに行った「コミュニティ・スポーツ施設整備計画調査」をとりまとめたものである。本報告書は「序」、「コミュニティ・スポーツへの提言」、「資料」の3部に大別されているが、ここでは前2者について簡単に述べてみたい。

「序」では、これまでに発表された報告書や答申とはほぼ同様な側面からスポーツに関する活動を奨励しているが、その他、新たに「資源制約下における余暇生活のあり方」に関連してコミュニティ・スポーツの振興を説いている。すなわち、資源制約下における余暇生活としては、金銭多消費的、エネルギー多消費的のものではなく、時間多消費的かつエネルギー節約的な余暇活動の方向が望ましく、この意図を生活レベルで生かすには日常生活圏における時間消費的なコミュニティ・スポーツを振興していくことが有効であるとされる。そして、コミュニティやスポーツの理念について述べるとともに、コミュニティ・スポーツを「生活の場に立脚した広義のスポーツ活動」としてとらえ、コミュニティ・スポーツの展開は地域の連帯性を高め、コミュニティの形成に寄与するとともに、福祉の拡大と人間性の回復を生活環境全体におし広げていく契機となることが期待されている。また、「コミュニティ・スポーツへの提言」では、上述したことや調査結果に基づき、コミュニティ・スポーツ振興のための施策が示されている。その内容としては、コミュニティ・スポーツの環境整備の主体は市町村であり、国はそのための基準を明示し、それに関する補助金を増額することや市町村に対する都道府県の助成、民間企業や学校施設の開放、指導者の養成等が挙げられている⁹³。

以上、コミュニティ・スポーツ振興の構想について述べたが、そこには、高度経済成長→生活環境・生活様式の変化→健康の問題・コミュニティの崩壊の危機→コミュニティの再形成→コミュニティ・スポーツの振興といった趨勢がみられる。これについては幾人かの人々によって批判、検討が行われているが⁹⁴、ともあれ、1970年代に入り、コミュニティの再形成に関連してコミュニティ・スポーツの振興が提唱され、そのための施策が展開されはじめるのである。

(2) コミュニティ・スポーツ振興とスポーツに関する財政

前項では東京オリンピック後のスポーツに関する財政及びコミュニティ・スポーツ振興が提唱されるまでの経緯について述べたが、ここでは保健体育審議会によって「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」

の答申が出された1972年以後のスポーツに関する財政について考察したい。むろん、コミュニティ・スポーツ振興施策は、先の健康・体力の維持、増進施策と同様、関係各省で展開されるのであるが、スポーツに関する政策は主として文部省において実行されていることから、これまで通り、文部省のスポーツに関する財政を分析し、コミュニティ・スポーツ振興政策との関連をみていくことにする。

さて、1972年度以降の文部省の体育・スポーツ関係予算についてみると、表16のように示される⁶⁾。

表16に示されているように、1972年度及び1973年度の予算の増加率（対前年度比）が著しい。体育・スポーツ関係予算を対一般会計予算額比の面からみれば、それは、1972年度では前述した体育・スポーツ関係予算の削減（1968年度）前の1967年度の比率には及ばないが、1971年度のそれをかなりの程度上回っている。さらに、1973年度にはそれは大幅に上昇し、1967年度のそれを大きく上回るまでになっている。これは、保健体育審議会によって提出された1971年の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」の中間報告及び1972年のその答申の影響によるものであろう。その後、1974年度及び1975年度も予算はかなり順調な伸びを示しているが、1976年度ではそれは前年度比約2.7%の減額となり、それは1977年度には1975年度の約20.5%の増額、また1976年度の約23.9%の増額となったものの、1978年度では1977年度の約6.1%の増額でしかなく、増加率の落ち込みがみられる。1972年度から1978年度までの6年間の予算の増加についてみると、1978年度の予算は1972年度のその約3.2倍であり、また、体育・スポーツ施設整備費と同振興費はそれぞれ1972年度の約3倍と3.3倍であり、両者の対前年度増加率にばらつきがみられるが、6年間の増加率はほぼ同じ程度であることがわかる。

次に、各年度予算の内訳に関しその重要なものについ

てみてみよう。

施設整備については、先に述べた保健体育審議会の中間報告において示された基準に基づき必要施設数が算出され、「日常生活圏域における公共社会体育施設緊急5か年計画」が作成された⁷⁾。1973年度ではその計画に則り予算が立てられたが、1974年度には、社会体育・スポーツの振興の緊急にかんがみ、その計画は変更され、新たに「日常生活圏域の公共社会体育・スポーツ施設整備計画（新7か年計画）」が作成され、それに基づき施設整備のための予算が立てられることになった。

「日常生活圏域における公共社会体育施設緊急5か年計画」及び「日常生活圏域の公共社会体育・スポーツ施設整備計画（新7か年計画）」は表17、18の通りであるが、前者が日常生活圏域における公共社会体育施設要整備数の $\frac{1}{2}$ を漸増方式による5か年計画で整備する方針を示しているのに対し、後者は、それを改訂し、公共社会体育施設要整備数すべてを漸増方式による7か年計画で整備することにしたものである。

さて、1972年度以降の日常生活圏域及び広域生活圏域における体育・スポーツ施設整備に関する予算についてみると、表19の通りである⁸⁾。

表19に示されている予算から施設整備総数を算出すると、1972年度330、1973年度427、1974年度444、1975年度454、1976年度270、1977年度310、1978年度321となり、それは1976年度には大幅に削減され、1978年度においても1974年度の総数の約70%でしかない。先の「緊急5か年計画」では1年間の平均要整備数は699か所、また「新7か年計画」ではそれは2,083か所になっており、計画と現実との隔たりは大きいことがわかる。

他方、施設の種類についてみると、1974年度から総合屋内水泳プールの建設に対して、また1975年度からは運動場の建設について、野球場とコートの建設事業を分離し、それぞれに対して補助がなされるようになってい

表16 体育・スポーツ関係予算（1972～1978）

（単位 円）

年度	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
項目							
体育振興費	1,255,520,000 (33.8%)	1,709,395,000 (36.2%)	1,944,224,000 (13.7%)	2,111,834,000 (8.6%)	2,568,400,000 (21.6%)	3,682,304,000 (43.4%)	3,766,429,000 (2.3%)
体育施設整備費	3,532,568,000 (66.3%)	6,210,087,000 (75.8%)	7,931,950,000 (27.7%)	10,009,362,000 (26.2%)	9,220,532,000 (Δ 7.9%)	10,919,980,000 (18.4%)	11,726,970,000 (7.4%)
計	4,788,088,000 (56.3%)	7,919,482,000 (65.4%)	9,876,174,000 (24.7%)	12,121,196,000 (22.7%)	11,788,932,000 (Δ 2.7%)	14,602,284,000 (23.9%)	15,493,399,000 (6.1%)
対一般会計予算額比	0.000393%	0.000518%	0.000515%	0.000582%	0.000478%	0.000498%	0.000479%

()内のパーセントは前年度比増減率を示すものである。

る。その他、1978年度から国民体育館についてママさんバレーボール等身近にスポーツに関する活動を行うための小規模の体育館の建設に関する予算が立てられるなど、補助対象施設の拡がりが見られる。

また、体育・スポーツ振興費について各年度の主なものをみると、以下の通りである。

1972年度では特殊法人国立競技場に対して秩父宮ラグビー場スタンド改修工事に要する経費として350万円を補助した他、運営費として3億3,000万円の補助金が計上されている。それに、札幌オリンピックで使用した真駒内体育施設を国民の利用に供するため、国が北海道に無償貸与し、その管理・運営費補助として1億3,000万円が予算化された他、国際試合に関しては第20回ミュンヘン・オリンピック大会選手団派遣補助費7,000万円などが計上されている。1973年度では国立競技場関係予算のうち、トラックを全天候用に切り換えるための費用1億2,000万円、ラグビー場の改修費3億7,000万円が認められた。また、同年度には例年開催されている国民体育大会とは別に、沖縄の本土復帰を記念し、沖縄特別国民体育大会を開催することになり、その開催補助費1億2,076万4千円が計上されている。国際試合参加ではユニバーシアード大会選手派遣補助費2,000万円(夏季、冬季の両大会)が最も大きなものであるが、その他、新たにアマチュア・ボクシング選手権大会開催補助費500万円が認められた。1973年度には、地方レベルでのスポーツの振興に関し新たな施策が見られる。それは、指導者を対象とした、全国5地区での優秀競技選手による巡回指導に要する経費4,697,000円、国立大学20校における地域住民を対象としたスポーツ教室の開設に要する経費

336万円、さらに、地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業費1億4,080万円⁸⁰⁾が予算化されたことである。「地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業」は、従来、指定市町村スポーツ活動振興事業として165市町村に各10万円の補助であったものを内容を充実させ、先の答申に盛り込まれたスポーツ振興策を具体的に地域の実情に即して展開するとともに、実際上の問題点を究明する地域住民スポーツ活動振興指定市町村に改め、予算も40~120万円までの5段階で市町村に補助金(1/2)を交付するというものであった⁸¹⁾。1974年度では、地域住民スポーツ活動振興指定市町村設置事業について、スポーツ・グループの活動を助成するための長期のスポーツ教室を委嘱する事業、非常勤のスポーツ指導員や学校体育施設開放のための管理指導員の設置、また、スポーツ指導員の連絡協議会及び学校解放運営委員会の設置等に関する事業が補助金交付対象事業に加えられるとともに、指定市町村の数も増加された。この他、同年度では国立競技場施設整備費166,389,000円、アジア競技大会選手派遣補助費5,060万円などが計上されている。1975年度では、それまで各種の学校体育大会に対し助成が行われていたが、新たに都道府県中学体育大会及び全国中学校選抜大会に7,050万円が補助されることになった。また、少年のスポーツに関する活動を振興させるため、小学校5年以上中学3年までの児童・生徒を対象として各市町村でスポーツを開設した場合、その経費の1/2を国が補助することとし、1,000教室(15万人分)9,000万円が計上された。さらに、この年度には、スポーツ関係団体及び関係者の要望もあって、派遣社会教育主事(スポーツ担当)を都道府県に設置し、市町村の求めに応じて

表17 日常生活圏地における公共社会体育施設緊急5か年計画

	基準による必要数A	Aのうち公共団体の必要数(50.2%)B	47年度末における整備見込数C	48年度以降要整備数(B-C)D	D×1/2(48~52年度分)
水泳プール(屋外)	8,390	3,791	1,938	1,853	927
水泳プール(屋内)		421	50	371	186
国民体育館	7,770	3,709	1,147	2,562	1,281
国民体育館(総合)		195	29	166	83
国民運動場	8,390	4,216	3,277	939	470
国民柔剣道場(大型)	3,307	83	17	66	33
国民柔剣道場(小型)		1,578	553	1,025	513
計	27,857	13,993	7,011	6,982	3,493

(『文部時報』1150号1973年4月所収。但し若干修正している。)

表18 日常生活圏地の公共社会体育・スポーツ施設整備計画（新7か年計画）

		基準による必要数	地方公共団体の整備数(基準数の50.2%)	48年度末整備済数	49年度以降要整備数
水泳プール(屋外)		8,390	3,791	2,011	1,780
水泳プール(屋内)			(10%) 421	78	343
国民体育館		7,770	3,514	1,225	2,289
国民体育館(総合)			(10%) 390	65	325
国民 運動場	運動場	8,390	4,216	3,323	893
	コート(テニスコート)	15,560	7,819	1,163	6,656
国民柔剣道場(大型)		3,307	(5%) 83	19	64
国民柔剣道場(小型)			1,578	602	976
学校体育施設開放施設		(公立小・中高の7%=2,630)		1,379	1,251

(『文部時報』1162号1974年4月所収。但し若干修正している。)

社会教育主事(スポーツ担当)を派遣し、市町村における体育・スポーツの振興を図ることとし、その給与費の1/2を国が補助するための予算2億5,200万円(300人分)が認められた。1976年では、派遣社会教育主事の設置について前年度の約2.9倍の719,062,000円(550人分)が計上された他、新たに都道府県民体育大会開催及びスポーツ科学調査研究補助費4,760万円が、従来の補助費に加えて、体協に交付されるようになった。また、国際試合については、第21回モントリオール・オリンピック大会選手派遣補助費55,495,000円、フィギアスケート世界選手権大会開催費等補助費4,978,000円が計上されている。1977年度では、都道府県がスポーツ等に関する情報を収集整理して、それを地域住民に提供するための事業に対して補助がなされることになり、1,600万円が計上された。また、地域クラブの表彰に要する経費900万円及び従来の補助金の他に新たに選手強化に必要な経費に対する補助金183,192,000円が認められた。1978年度では、ブロック中学校体育大会の開催に対する助成措置が講じられたこと、オリンピック並びに世界選手権等において優秀な成績を収めた者を「スポーツ功労特別指導委員」として、各都道府県が主催して実施する各種スポーツ行事等の指導のために派遣するための経費12,222,000

円が認められたこと、それに、体協に対する選手強化事業補助費が大幅に増額され、1977年度の約2.2倍の409,995,000円が計上されたことなどが挙げられる⁶⁾。

さて、これまで各年度の体育・スポーツ振興費の主なものについて述べてきたが、各年度の交付済補助金から支出の状況を見ると、表20の通りである⁶⁾。

表20に示された項目の中では、6地方スポーツ振興費補助の増額が最も大きく、1978年度には1972年度の約5倍に、また、それに1975年度から予算化された、「12地方社会教育活動費補助金(社会教育主事スポーツ担当給与費補助)」を合わせれば、1972年の約10倍となり、地方レベルのスポーツの振興に重点が置かれていることがわかる。1979年度以降についてみても、1980年度には施設整備の面において「身近な運動広場」建設に対して補助金が交付されるようになり、さらに1982年度には、少年及び高齢者のスポーツに関する活動の隆盛を背景に、モデル市町村を設定し、それに関する事業補助金を交付するなどの措置が図られるようになってきている。このように、日常生活圏域における施設の整備とともにスポーツに関する活動の振興に関する予算的措置が図られているが、全体として体育・スポーツに関する予算をみれば、1979年度では16,691,847,000円(補正予算を合

表19 日常生活圏域及び広域生活圏域における体育・スポーツ施設整備費

(単位 千円)

年 度 項 目	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
総合国民体育館	300,000(6か所)	900,000(18)	1,600,000(20)	1,800,000(20)	1,800,000(18)	1,980,000(18)	2,291,000(23)
屋内水泳プール	120,000(8)	195,000(13)	800,000(10)	800,000(10)	450,000(5)	297,000(3)	315,000(3)
屋外水泳プール	324,000(180)	432,000(180)	540,000(180) (総合プールを含む)	810,000(180) (")	260,000(40) (")	312,000(40) (")	332,000(40) (")
国民体育館	340,000(34)	700,000(70)	910,000(70)	1,092,000(70)	680,000(40)	816,000(40)	A(41) 815,000 B(23) 249,550
国民運動場	100,000(30)	233,100(70)	280,000(70)	315,000(70)	250,000(50)		
運動場						150,000(25)	210,000(35)
野球場						45,000(5)	90,000(10)
コート						98,270(15)	131,000(20)
付 属 施 設		52,800(15)	52,800(15)	54,600(13)	25,000(5)	27,500(5)	29,150(5)
照 明 施 設		109,950(15)	109,950(15)	88,000(10)	50,000(5)	110,000(10)	110,000(10)
国民柔剣道場(大型)	90,000(3)	90,000(3)	105,000(3)	126,000(3)	46,000(1)	50,600(1)	53,800(1)
国民柔剣道場(小型)	90,000(30)	162,000(40)	135,000(30)	132,000(22)	75,000(10)	82,500(10)	87,900(10)
学校体育施設解放施設	52,000(26)	100,000(50)	120,000(50)	200,900(70)	358,000(100)		
運動場照明						340,800(150)	340,800(150)
体育館照明						49,500(150)	49,500(150)
境界柵						37,500(150)	37,500(150)
付 属 施 設						259,950(150)	326,000(150)
野外活動施設	80,000(4)	80,000(4)	80,000(4)	40,000(2)	20,000(1)	20,000(1)	300,000(10)
大型ジャンプ台	16,000(2)	8,000(1)	8,000(1)	8,000(1)	8,000(1)		} 冬季スポーツ 施設 89,200(4)
中小型ジャンプ台	6,000(5)	6,000(5)	6,000(5)	6,000(5)	1,200(1)	1,200(1)	
ハイビングスケートリンク	86,000(1)	50,000(1)	50,000(1)	50,000(1)	50,000(1)		
ハイビングアイスホッケーリンク					30,000(1)		
水泳プール(飛込)					9,000(1)	9,000(1)	9,000(1)
計	2,982,000	3,118,850	4,796,750	5,522,500	4,112,200	4,686,820	5,866,900

む), 1980年度では17,134,854,000円で, それぞれ前年度比約7.7%と2.7%の増額でしかなく, しかも対一般会計予算額比についてみれば1978年度の0.000479%に比べ, 0.000421%及び0.000402%と低下の傾向にある。また施設整備についてみても, 1972年の保健体育審議会答申において整備基準が示されたが, 文部省試算によればそれと1980年までに整備された施設数は表21の通りであ

り, 整備率は民間営利並びに非営利施設を含めても未だ50%に満たず, 公共施設のみでは約30%にすぎない。それに加え, 文部省所管の施設整備補助率は1962年4月のスポーツ振興法施行令において施設の整備に要する経費の1/3とされ, それは今日まで改訂されていない。他省庁の施設整備補助率についてみれば, 例えば労働省の労務者体育館及び建設省の運動公園整備補助率は建築費につ

表20 体育・スポーツに関する財政支出 (1972~1978)

(単位 千円)

年度 項目	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
1. 体育施設整備費補助金	3,431,583	5,307,345	7,619,632	8,609,043	9,915,066	12,045,183	11,740,259
2. 国立競技場運営費補助金	330,306	545,588	738,786	766,376	784,776	870,094	1,380,631
3. オリンピック記念青少年総合センター運営費補助金	223,740	269,405	405,339	408,454	418,245	447,751	428,799
4. 学校団体補助(全国学校体育連盟)	17,465	17,465	23,616	33,616	27,846	30,550	36,375
5. 日本体育施設協会補助	930	1,380	1,311	1,173			
6. 地方スポーツ振興費補助			(北海道) 147,419				
① 都道府県(47〃)	179,786	248,902	54,640	36,754	153,783	252,932	173,479
② 市町村	21,388	46,813 (133市町村)	151,990	228,672 (814〃)	257,943 (993〃)	755,945 (1,352〃)	933,529 (1,283〃)
7. 国民体育大会補助	92,000	105,800	117,990	127,500	237,500	266,000	302,252
8. 沖縄特別国民体育大会補助		120,000					
9. 体育関係団体等補助	体協 165,895 その他 44,510	177,829	222,110	304,989	560,823	854,602	1,177,019
10. 国際スポーツ交歓事業補助							
① 体協	70,000	13,000	63,369	20,309	56,187	25,660	
② その他	11,616	13,011					
11. 都道府県中学校体育大会全国ブロック中学選抜大会補助				51,299			
12. 地方社会教育活動費補助金(社会教育主事スポーツ担当給与費補助)				251,912 (42都道府県)	674,529 (43〃)	897,349 (43〃)	1,032,549 (43〃)

いて1/2の補助であり、しかも後者には用地取得費についても1/3の補助があり、スポーツ振興法施行令において示されている施設整備補助率の低さが指摘される。

表21 体育・スポーツ施設整備基準に対する充足状況

	A 必要施設数	B 現有施設数	C 基準規模以上の換算所数	D 充足率 (C÷A×100)
運動広場	9,007	10,412	7,378	81.9
コート(面数)	54,112	18,992	18,992	35.1
体育館	8,321	4,047	3,145	37.8
柔剣道場	3,540	2,490	1,554	43.9
プール	8,725	4,282	3,110	35.6
計	83,705	40,223	34,179	40.8

(『健康と体力』第13巻第9号1981.8.所収)

結 語

本論文では、東京オリンピック及びコミュニティ・スポーツ振興を中心に我が国のスポーツに関する財政政策について考察したが、その結果次のようなことが明らかになった。

莫大な資金を投じて挙行された東京オリンピックは成功裡に幕を閉じることができたが、それは特に国、東京都、関係各県及びスポーツの組織の協力によるところが大きかった。しかも、それによって我が国選手の競技力の向上、競技施設の整備、組織の強化が促進される一方、スポーツの組織の財政的依存を強めることになった。そして、東京オリンピックを契機に国民の健康、体力の維持・増進に関連してスポーツの振興が唱えられるようになり、それに関する施策がとられるようになったが、実質的には1972年の冬季オリンピック札幌大会開催準備が主要な課題とされたのである。しかし、同大会開

催前後より日常生活圏域におけるスポーツに関する活動の振興及び施設の整備の問題が取り上げられるようになり、1972年には保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」が出され、その中で「日常生活圏域における施設整備基準」が提示されるなど日常生活圏域におけるスポーツの振興が提唱された。それと同時に、政府内ではコミュニティの再編成に関連してコミュニティ・スポーツの振興が奨励されるようになった。このようなコミュニティ・スポーツの振興の提唱に伴い、体育・スポーツ関係予算は大幅に増額され、コミュニティ・スポーツ振興に関する予算的措置が図られるようになった。こうして、1964年の東京オリンピック、1972年の札幌オリンピックを終え、コミュニティ・スポーツ振興を迎え、スポーツ振興法に盛られた趣旨はかなり生かされるようになったのであるが、近年では国の赤字財政によりスポーツに関する予算も緊縮の傾向にある。それに、施設整備についてみても、1972年の保健体育審議会答申で提示された施設整備基準にはほど遠く、また、補助率も1962年のスポーツ振興法施行令以来 $\frac{1}{2}$ と変わらず、他省庁所管のそれに比べ補助率はかなり低い現状である。

以上のようなことから、本論文で提示した問題、1.東京オリンピックに関する財政政策は我が国選手の競技力の向上、競技施設の整備、組織の強化を促進することになり、2.スポーツ振興法にみられる趣旨は、コミュニティ・スポーツ振興政策の台頭をまって、かなり生かされるようになるが、他方ではそれに関していくつかの問題もみられる、ことを示し得たように思う。それに加え、前論文並びに本論文において、(1)スポーツと政治の組織間には、スポーツに関する財政政策を媒介とした相互作用がみられ、(2)政治はスポーツのシンボルに関連して財政政策を通してスポーツの組織自体あるいはテクノロジー、教育の局面を支持、援助している、という仮説の妥当性をも示し得たように思われる。しかしながら、今回の研究ではコミュニティ・スポーツ振興とそれに関する財政的問題については十分に検討し尽くすまでには至らなかった。しかも、今回、それは文部省所管のものに限定されている。これについては、本研究における目的及び問題の所在からしてある程度止むを得ないことではあるが、今後、コミュニティ・スポーツ振興に関連して各省庁の体育・スポーツに関係する予算並びに行財政を詳細に検討し、問題点を明確にするとともに、その改革に関する提言を行う必要があると考えている。

(註)

- (1) 拙稿『我が国のスポーツに関する財政政策』島根大学教育学部紀要第15巻 昭和56年
- (2) 日本体育協会『体協時報』第37号 p. 387, 1954. 12.
- (3) 日本体育協会『体協時報』第38号 p. 416, 1955. 2.
- (4) 1955年5月25日、都の庁議で第54次IOC総会の東京招致が決議され、1956年8月27日には第54次IOC総会開催地に立候補していたコペンハーゲン市にその立候補辞退を懇請し(去る2月カラチ市に対しても同懇請を行った。)、11月22日に第54次IOC総会東京開催が決定した。日本体育協会『体協時報』第66号 p. 17, 1957. 11.
- (5) 委員は次の人々であった。
東龍太郎(都知事, JOC委員), 田畑政治(JOC総務主事), 高石真五郎(IOC委員), 竹田恒徳(JOC常任委員), 津島寿一(体協会長, JOC委員長), 福永健二(埼玉県体協会長), 福田篤泰(総務長官), 松田竹千代(文部大臣), 中村梅吉, 大久保留次郎, 柳田秀一(以上衆議院議員), 重盛寿治, 安井謙(以上参議院議員), 加藤好彦(都議会議員), 北田一郎(都議会副議長), 鈴木秀一(都副知事), 内田道治(都議会議長), 足立正(日本商工会会頭), 石坂泰三(経団連会長), 内山岩太郎(神奈川県知事), 木田親男(日本新聞会会長), 野村秀雄(日本放送協会会長), 浅沼稲次郎, 松永東, 安井誠一郎(以上学識経験者), 監事: 堀武秀(東京銀行協会会長), 太田哲三(日本公認会計士協会会長), 桜田武
- (6) その主な役割は、オリンピック東京大会の準備に関し、政府の協力体制を確立するため、施設の整備に係る基本事業その他の政府の施策に関する事項について連絡、調整を図ることであった。
- (7) その主な役割はオリンピック東京大会の円滑な準備に資するため、それに係る重要事項を協議し、行政各部の所管する事務の連絡、調整を図ることであった。
- (8) 文部省『オリンピック東京大会と政府諸機関の協力』 p. 26, 1965.
- (9) 前掲書(8) p. 26.
- (10) その頃までは、アマチュア・スポーツの組織に対する公営競技収益金からの寄付については一般に好ましくないという雰囲気があったようである。
- (11) 第39回国会オリンピック大会準備促進特別委員会議

録第3号

- (12) 東京オリンピック準備局『オリンピック準備局事業概要』 p. 173. 昭和38年但しその金額は昭和38年度までの事業費に39年度及び40年度予算（見込み）を加えたものである。
- (13) 文部省『オリンピック東京大会と政府諸機関の協力』 昭和40年
- (14) 『文部時報』101号 p. 53, 1965. 3.
- (15) 『文部省年報』第92年報 pp. 260~261, 1966.
- (16) 「国民の健康・体力増強対策について」（昭和39年12月8日閣議決定）井上一男『学校体育制度史』 p. 220. 大修館 昭和51年
- (17) 前掲書⁽¹⁶⁾ p. 220.
- (18) 前掲書⁽¹⁶⁾ p. 221.
- (19) 『文部省年報』第94~99年報 1968~1973.
- (20) 前掲書⁽¹⁹⁾
- (21) 前掲書⁽¹⁹⁾
- (22) 前掲書⁽¹⁹⁾
- (23) 前掲書⁽¹⁹⁾
- (24) 文部省『札幌オリンピック冬季大会と政府機関等の協力』 pp. 40~41. 昭和47年
- (25) 保健体育審議会「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について（中間報告）」『文部時報』第1130号 pp. 78~93. 1971. 8.
- (26) 体育科教育「特集 教育改革と体育・スポーツ」 p. 27, 1971. 9. 但し、ここで取り上げられている施設整備費試算は「日常生活圏域における体育・スポーツ施設」に関するものであり、「広域生活圏域における野外活動施設整備」を含んでいないようである。
- (27) 前掲書⁽²⁶⁾ p. 29.
- (28) 文部省『体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について』＜保健体育審議会答申＞ 1973. 2.
- (29) 園田恭一『現代コミュニティ論』 p. 147. 東大出版会 1979.
- (30) 「新経済社会発展計画」では策定後3年目に必要な補正を行うとしていたが、「経済社会基本計画」は単に補正というだけでなく、新しい計画の策定を求めたものであった。
- (31) 経済企画庁『経済社会基本計画』 p. 9, 1973.
- (32) 『体協時報』 pp. 11~22, 1974. 6.
- (33) 関春南「現代日本のスポーツ政策」（中村敏雄編著『スポーツ政策』大修館 1978.）森川貞夫「『コミュニティ・スポーツ』論の問題点」, 三好洋二「『コミュニティ・スポーツ』に関する一考察—その成立過程と特質」（『コミュニティ・スポーツの課題』体育社会学研究4 道と書院 1975. 所収）
- (34) 『文部省年報』第100~106年報 1974~1980.
- (35) これは、中間報告の基準に基づき算出された必要施設数40,713か所のうち、コートを除いた27,857か所の50.2%（民間その他の施設数の伸びを勘案して割り出したパーセントとされている。）である7,011か所の1/2を5か年（1973~1977年）で整備する方針であった。『文部時報』第1150号 1973. 4.
- (36) 文部省『国と地方の文教予算』 昭和47~53年
- (37) 『国と地方の文教予算』（昭和48年）においては4億80万円とされているが、『文部時報』（1150号 1973. 4.）において示されている1億4,080万円が正しいものである。
- (38) 『文部時報』1150号 pp. 47~48, 1973. 4.
- (39) ここで述べた予算は『国と地方の文教予算』及び『文部時報』によるものであり当初予算である。
- (40) 前掲書⁽³⁴⁾